

現時点の案であり変更がありうる。

平成 28 年 2 月 8 日版

## 雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係る Q & A

事業者の皆様からお問合せの多い事項について、考え方を整理した上で、Q & Aにてお示ししているところですが、今回、既に掲載している Q & A を更新するもの及び新たに追加するものを含めて、変更箇所等をみえ消し（追加した部分には下線、削除した部分には取り消し線）をするとともに、Q & A の作成年月、修正月も併せてお示しすることとしました。

平成 28 年 2 月 8 日版の主な変更内容は次のとおりです。

平成 28 年 2 月 16 日付けで「雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令」（以下「改正省令」という。）の施行を予定しており、雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付）の支給申請手続については、原則として事業主を経由して提出していただくこととしております。

これにより、雇用継続給付の支給申請手続を行う事業主について、平成 28 年 2 月 16 日以降、個人番号関係事務実施者と整理することとなりました。

このため、事業主が雇用継続給付の申請書を提出する場合には、事業主が従業員の個人番号の確認や身元（実在）確認を行うこととなりハローワークにおいて、本人確認措置を行うことはありません。

なお、何らかの理由により個人番号を記載できない場合は、後日、「個人番号登録・変更届」の提出をお願いします。

### 1 総論

Q 1 ハローワークにおいては、個人番号の漏えいが生じないよう、厳重な対応をしているのか。（27 年 8 月作成）

（答）

- ハローワークにおける個人番号の管理については、
  - ・ 届出書類については、厳重な管理・保管を行う
  - ・ システムでの管理については、個人番号の流出が起らないよう、セキュリティを強化すること

としており、個人番号の漏えいが生じないように厳重な管理を行っていきます。

Q 2 雇用保険手続について、個人番号をハローワークに届け出る法的根拠は何か。(27年8月作成、27年12月修正、28年2月修正)

(答)

○ 事業主は、雇用保険法第7条、雇用継続給付に係る雇用保険法施行規則の規定に基づき、雇用保険被保険者資格取得届・資格喪失届、雇用継続給付の申請などの手続を、厚生労働大臣に対して行う義務があります。この場合、事業主は個人番号関係事務実施者として、番号法第14条第1項に基づき従業員から個人番号の提供を求めた上で、ハローワークに届出をしていただくこととなります。

~~○ また、雇用保険の雇用継続給付の支給を受けようとする者は、雇用保険法施行規則の規定に基づき、ハローワークに対して申請書の提出を行う義務があります。~~

~~この場合、同規則の規定により事業主が代理人として申請を行うことが可能となっておりますが、番号法施行令第12条の規定に基づき、ハローワークにおいて代理人としての番号法第16条に基づく本人確認を行ったうえで申請書を提出いただくこととなります。~~

○ なお、番号法別表第1及び別表第1の主務省令においては、厚生労働大臣（ハローワーク）は、雇用保険の資格取得・確認、失業等給付の支給などに関する事務において、個人番号を利用することができることとされています。

また、番号法第14条において、個人番号利用事務等実施者（ハローワーク）は、本人又は他の個人番号利用事務等実施者（取得届等の提出を行う事業主を含む）に対し個人番号の提供を求めることができることとされています。

## 2 個人番号

Q 3 雇用保険業務に番号制度がなぜ必要なのか。(27年8月作成、27年12月修正)

(答)

○ 個人番号は、その利用範囲が番号法において限定的に定められており、

「社会保障、税及び災害対策に関する事務」でのみ利用できることとなっています。

雇用保険業務についても番号法第9条の別表第1において、雇用保険の資格取得・確認、給付の支給などに関する事務において個人番号を利用することが規定されています。

- また、番号制度においては、「情報提供ネットワークシステム」（番号法第2条第14項）を用いて行政機関が符号をキーとして情報連携を行うことにより、国民が社会保障や税に関する諸手続を行う際の負担の軽減を図ることを目的としており、雇用保険業務においても番号制度の導入に伴い、行政事務の効率化や事業主の負担の軽減を図り、雇用保険制度の適正な運営に努めていくこととしています。

Q 4 番号制度の導入に伴い、雇用保険業務はどのように変わるのか。  
(27年8月作成、27年12月修正)

(答)

- 番号制度の導入に伴い、雇用保険業務について、平成29年7月より、他の行政機関等との間で情報連携を行うことにより、効率的な業務運営を行うとともに国民の負担の軽減化を図ることとしています。
- 具体的には、
  - ・ 日本年金機構がハローワークとの間で情報連携を行うことにより老齢厚生年金と雇用保険との併給調整事務を効率化
  - ・ ハローワークが自治体との間で情報連携を行うことにより介護休業給付における対象家族の住民票等の添付書類の省略により事業主等の手続の負担の軽減
  - ・ その他雇用保険適用・給付業務の適正化などを行うこととしています。

追加Q 1 個人番号と被保険者番号の両方を記載して届出させるのではなく、個人番号の記載に一本化するべきではないか。(27年9月作成、27年12月修正)

(答)

- ハローワークにおいては、基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）のうち住所情報を有していないことから、従業員の個人番号を収集し、

被保険者番号との紐付けを行う必要があります。

- このため、個人番号と被保険者番号の両方を記載して届出してくださいとされています。

追加Q2 事業主が従業員から個人番号の提供を受けて雇用保険手続の届出を行う場合、本人確認はどのように行うのか。(27年12月作成)

(答)

- 個人番号の提供を受ける際は、なりすましを防止するため、厳格な本人確認が義務づけられています(番号法第16条)。したがって、個人番号の記載が必要な雇用保険手続を行うに当たり、事業主が従業員から個人番号の提供を受ける際には、本人確認が必要になります。

- 本人確認には、記載された個人番号が正しいかの確認(番号確認)及び番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実在)確認)が必要となります。

具体的には、マイナンバーカード等で確認することになりますが、詳しくは別紙(※)を参照してください。

※厚生労働省ホームページにおいて、「事業主(個人番号関係事務実施者)による本人確認(個人番号・身元(実在)確認)」を掲載しています。

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000103614\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000103614_1.pdf)

追加Q3 本人確認方法として、「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」による確認等が番号法施行規則で定められているが、具体的にはどのような内容か。(27年12月作成)

(答)

- 事業主が本人確認を行う場合の方法については、番号法令に規定されていますが、その中では、個人番号利用事務実施者である公共職業安定所長が適当と認める書類による確認も認められているところです。

これに関しては、国税庁が定める書類(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成27年国税庁告示第2号))と同様のものとするとしています。

○ 例えば、番号法令において、個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者（公共職業安定所長）が認めるときは、身元（実在）確認のための書類の提出は不要とされていますが、この場合の「公共職業安定所長が認めるとき」としては国税庁告示で定められているものと同様に、「雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合」とすることとしています。

○ なお、事業主による本人確認書類は厚生労働省ホームページに掲載しましたのでご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

Q5 事業主が個人番号を記載して提出する雇用保険手続はどのような手続があるか。(27年8月作成、27年9月修正、27年12月修正、28年2月修正)

(答)

○ 事業主が個人番号を記載して提出する雇用保険手続は、次のとおりです。

① 事業主が個人番号関係事務実施者として提出する手続（事業主において従業員の本人数認を行うもの）

・雇用保険被保険者資格取得届

・雇用保険被保険者資格喪失届

・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(※)

・育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(※)

・介護休業給付金支給申請書(※)

~~② 事業主が従業員の代理人として提出する手続（ハローワークにおいて代理人である事業主の本人数認を行うもの）~~

~~・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(※)~~

~~・育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(※)~~

~~・介護休業給付金支給申請書(※)~~

(※) 事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ原則として事業主を経由して提出していただくこととしています。やむを得ない

理由のため事業主を経由して提出できない場合には、本人が届出を行うことも可能です。

追加Q4 改正省令の施行日までは代理権の確認書類等が必要か。雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付）の申請における本人確認はどのように行うのか。（27年12月作成、28年2月修正）

（答）

- 改正省令の施行日（2月16日を予定）までは雇用継続給付の支給申請を事業主等が行う場合、代理権の確認書類は必要となります（下記「平成28年2月16日前の取扱い」を参照してください）。
- ただし、何らかの事情で確認書類を提出できない場合は、個人番号登録・変更届により個人番号を提出してください。
- ○月○日以降に個人番号登録・変更届を提出する場合、事業主は個人番号関係事務実施者となりますので、本人確認は事業主が行うこととなります（ハローワークにおいて、代理権の確認や本人の番号確認等は行いません。）。

【平成28年2月16日前の取扱い】

- 事業主が本人の代理人として雇用継続給付の申請（対象となる申請の範囲は追加Q  
8参照）を行う場合には、ハローワークにおいて、
  - ① 代理権の確認
  - ② 代理人の身元確認
  - ③ 番号確認を行うこととなります。
  
- 代理権の確認は、平成28年1月以降に初めて雇用継続給付の代理申請を行う事業主を対象に次の①又は②により行います。
  - ① 事業主が本人の代理として申請することについて労使で結ばれた協定の写し（※）により確認します。
    - （※）労使協定は包括的なものですので、労働者一人一人に添付する必要はありません。一度提出した場合は、次回以降の申請書の提出の際には労使協定の写しを添付する必要はありません。
  - また、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の申請について、包括的に代理を行うことが協定として結ばれていた

場合、いずれかの給付の初回の手続の際に労使協定の写しが提出されていれば、これ以降の雇用継続給付の手続において、協定の写しを提出する必要はありません。

一度ご提出いただいた場合以後、重ねての添付は不要です。

- ② 労使協定の写しを添付しない事業主は委任状の添付が必要となりますが、雇用継続給付の申請書の欄外、備考欄等に、個人番号の提供について、事業主に委任する旨を本人が自署（※1）し、本人の氏名・住所及び押印、事業主の氏名・住所及び押印（※2）がある申請書を提出する場合は委任状を別途添付する必要はありません。

（※1）例文：1欄は個人番号の提供に関し、上記の事業主を代理人と認めます。

（※2）申請書には、あらかじめ本人及び事業主の氏名等の記載欄が設けてあります（本人の住所記載欄がない場合があります）ので、申請書の該当欄に記載すれば、別途氏名等を備考欄等に記載する必要はありません。

- なお、平成28年1月前に、すでに雇用継続給付の代理申請を行ったことのある事業主については、ハローワークにおいて「個人番号についても協定に基づき届け出る」旨の確認書を記載の上、提出していただくこととなります。個人番号提供の際の適切な代理権の確認のため、ご協力をお願いします。

- 代理人の身元確認は、提出者の社員証又その写し等の提示をお願いします（登記事項証明書については、適用の手続の際確認済みであることから提出いただく必要はありません。）。

- 本人の番号確認は、従業員のマイナンバーカードの写し、通知カードの写し又は個人番号が記載された住民票記載事項証明書の写しの提示をお願いします。

- 代理権の確認書類及び本人の番号確認の書類は、電子申請においても照合省略ができませんのでご注意ください。

ただし、代理権の確認については、初めての雇用継続給付の手続の際に労使協定の写しを提出した事業主は、電子申請においても代理権の確認書類を添付する必要はありません。

追加Q5 雇用継続給付の申請手続について、事業主を経由して申請書を提出する際に、労使協定は必要か。すでに雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付）の申請を何度も行っているが、労使協定の写しを提出する必要があるのか。（27年12月作成、28年2月修正）

（答）

○ 改正省令の施行日以降、雇用継続給付の申請事務は法令に基づき事業主を経由して行われることとなりますので、労使協定は不要となります。

○ これは、迅速な手続のためには事業主を経由していただいた方がよい  
ためです。

○ ただし、本人が直接申請を行うこともこれまでどおり可能としています。

○ 平成28年1月以前に雇用継続給付の申請を行ったことのある事業主は、労使協定の写しを添付する必要はありません。

○ 平成28年1月1日以降、はじめて個人番号の記載をした雇用継続給付の申請書（追加Q8参照）を提出する際は、事業所ごとに労使協定の写しを添付してください。

ただし、委任状（欄外等に個人番号の提出について委任する旨、自署された委任状を提出する場合を含む。追加Q4参照。）の提出がある場合は労使協定の写しを提出する必要はありません。

○ 労使協定は包括的なものですので、労働者一人一人に添付する必要はありません。一度提出した場合は、次回以降の申請書の提出の際には労使協定の写しを添付する必要はありません。

また、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の申請について、包括的に代理を行うことが協定として結ばれていた場合、いずれかの給付の初回の手続の際に労使協定の写しが提出されていれば、これ以降の雇用継続給付の手続において、協定の写しを提出する必要はありません。

一度ご提出いただいた場合以後、重ねての添付は不要です。



追加Q6 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付）の申請を社会保険労務士が行う場合の本人確認はどのように行うのか。（27年12月作成、28年2月修正）

（答）

○ 社会保険労務士が事業主の委託を受け、雇用継続給付を申請する場合には、個人番号関係事務実施者となるため、ハローワークにおいて本人確認措置を行うことはいたしません（事業主として必要な本人確認については、追加Q2を参照してください）。

○ 社会保険労務士が本人の代理人として雇用継続給付を申請する場  
合においては、

- ① 代理権の確認
  - ② 社会保険労務士代理人の身元確認
  - ③ 本人の番号確認
- が必要となります。

○ 具体的には次により確認することとしています。

① 代理権の確認は、本人事業主から社会保険労務士に代理を行う旨の委任状及び事業主に本人の代理として雇用継続給付の申請を認める旨を内容とする労使協定の写しの提出（提出が必要ない場合があります。上記追加Q4、追加Q5を参照してください。）

② 社会保険労務士代理人の身元確認は、申請書を提出した社会保険労務士の社会保険労務士証等を提示

③ 番号確認は、従業員のマイナンバーカード写し、通知カードの写

し又

は個人番号が記載された住民票記載事項証明書の写しを添付することが必要です。

○ 社会保険労務士が申請者本人から依頼を受けて電子申請により申請を行う場合も、上記①及び③の書類が必要です（電子申請の場合、②の書類は社会保険労務士の電子署名により確認することが可能です）。

追加Q7 雇用保険被保険者離職証明書や雇用保険被保険者氏名変更届にも個人番号の記載が必要となるのか。（27年12月作成）

(答)

- 個人番号の記載は不要です。

追加Q8 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書や育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書について、受給資格の確認を先に行っているが、初回の申請を行う場合にも個人番号の記載が必要となるのか。(27年12月作成)

(答)

- 高年齢雇用継続給付及び育児休業給付に係る書類で個人番号の記載を要するのは、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金申請書」のみで、これら給付金の受給資格の確認と支給申請を別に行う場合は、平成28年1月1日以降に受給資格の確認を行う場合にのみ個人番号を記載すればよく、初回の支給申請時に再度個人番号を記載する必要はありません。
- なお、在職者の個人番号を記載する届出は、雇用継続給付(高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付)のみです。

追加Q9 高年齢雇用継続給付などの雇用継続給付の申請手続について、「事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ原則として事業主の方に提出していただくこととされています」となっているが、根拠規定があるのか。(27年9月作成、27年12月修正、28年2月修正)

(答)

- 雇用保険法施行規則第101条の5-8、第101条の7、第101条の13-5及び第101条の19により、労使協定が締結されている場合には、事業主がを経由して被保険者に代わって雇用継続給付の支給申請を行うことができるとされており、個人番号の記入の有無に関わりなく、同様の取扱いとしています。

Q6 離職票-1は事業主が個人番号を記載して離職者に交付するのか。(27年8月作成)

(答)

- 離職票－１の個人番号欄は離職者が記載することとしており、事業主はハローワークから交付された離職票－１（個人番号欄は空欄）を離職者に交付していただくこととなります。

Q 7 雇用保険に関わる返戻書類（例えば、雇用保険被保険者資格取得届を提出した場合にハローワークから交付される雇用保険被保険者資格取得等確認通知書など）には個人番号が記載されるのか。（27年8月作成、27年9月修正、27年12月修正）

(答)

- 返戻書類には個人番号は記載されません。

Q 8 雇用保険手続について、手続の契機ごとに同一従業員の個人番号を重複して提出することになるのか。（27年8月作成、27年9月修正、27年12月修正）

(答)

- 雇用保険手続において雇用保険被保険者資格取得届等に個人番号を記載することは、雇用保険法令で定められているため、手続の契機ごとに個人番号を記載して当該届出を提出する必要があります。

Q 9 事業主が行う雇用保険手続の届出に当たり、マイナンバーカードの写しなど個人番号が確認できる書類を添付する必要があるか。（27年8月作成、27年9月修正、27年12月修正、28年2月修正）

(答)

- 事業主が雇用保険法第7条、雇用継続給付に係る雇用保険法施行規則の規定により資格取得届等の提出を行う際は、事業主が従業員に対して番号法の本人確認を行うこととなり、ハローワークでこれを行うことはないため、マイナンバーカードの写しなどは不要です。  
ただし、高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付の支給申請を事業主等が代理で行う場合の取扱は、追加問4～6を参照してください。

追加Q10 マイナンバーカードの写しを取った上で、事業所において保管することはできるか。(27年9月作成、27年12月修正)

(答)

- 番号法上の本人確認の措置を実施するに当たり、マイナンバーカード等の本人確認書類のコピーを保管する法令上の義務はありませんが、本人確認の記録を残すためにコピーを保管することはできます。

なお、コピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。(特定個人情報保護委員会『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』及び『(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&A) Q6-2。

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/answer/#q6-2-2>

Q10 従業員から個人番号の提供を拒否された場合、雇用保険手続きについてどのような取扱いとなるのか。(27年8月作成、27年9月修正、27年12月修正)

(答)

- 雇用保険手続きの届出に当たって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた義務であることをご理解いただいた上で、従業員から個人番号の提供を求めることとなりますが、仮に提供を拒否された場合には、個人番号欄を空欄の状態での届出をしていただくこととなります。

※個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続きの届出を受理しないということはありません。

- その場合であっても、法令上定められた届出期限内(注)での届出をお願いします。

注：届出期限

- ・雇用保険被保険者資格取得届：雇用した日の属する月の翌月10日まで
- ・雇用保険被保険者資格喪失届：離職日の翌々日から10日以内

(参考) 内閣官房HP「社会保障・税番号制度」よくある質問(FAQ) Q&A4-2-5

- Q 税や社会保障の関係書類へのマイナンバー(個人番号)の記載にあたり、事業者は従業員等からマイナンバーを取得する必要がありますが、その際、従業

員等がマイナンバーの提供を拒んだ場合、どうすればいいですか？

- A 社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください。

追加Q11 従業員から個人番号の提供が受けられなかった場合は、どのように対応すればよいか。(27年9月作成、27年12月修正)

(答)

- 個人番号の提供が受けられなかった場合は、提供を求めた記録等を保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは、提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

追加Q12 従業員の個人番号を届出しなかった場合に、ハローワークから督促等がされるのか。(27年9月作成、27年12月修正)

(答)

- 事業主の個人番号の届出は法令で定められた義務ですので御理解・御協力をお願いします。

また、個別に個人番号の届出の督促を行う予定はありません。

Q11 従業員の個人番号を誤って届出した場合はどのようなのか。(27年8月作成、27年12月修正)

(答)

- 従業員の個人番号を誤って届け出ることのないよう、事業所において、番号法第16条に基づく本人確認を適切に講じてください。
- なお、誤って提出した場合は、「個人番号登録・変更届出書」により訂正の届出していただくこととしています。

追加Q13 従業員がすでに退職しており個人番号を取得することが困難であるが、この場合は、個人番号の記載は不要と解して良いか。(27年9月作成)

(答)

- 雇用保険手続の届出に個人番号を記載して届け出るとは法令で定められた義務ですので、個人番号を記載した上での届出をしていただくこととなりますが、仮に個人番号の記載がなかったとしても、受理することになります。

追加Q14 個人番号が記載されている雇用保険手続の届出書類の保存年限はいつか。(27年9月作成)

(答)

- 個人番号を記載する雇用保険手続は、全て届出・申請書の原本をハローワークに提出していただくものであり、事業主において写しを取り保管する義務はありません。  
このため、事業主の判断で写しを取り保管する場合には、十分な安全管理措置を講じてください。
- なお、返戻書類には個人番号は記載されません(Q7参照)が、雇用保険関係の書類は、従来どおり、雇用保険に関する書類は2年(被保険者に関する書類は4年)となります。

Q12 平成28年1月以降、個人番号欄が追加する様式(新様式)に改正されるが、その場合、旧様式の使用は可能なのか。  
※資格喪失届について、事業所が保管している用紙には、個人番号欄がないため番号を記載できないが、その場合はどのような取扱いとなるのか。(27年8月作成、27年12月修正)

(答)

- 旧様式についても使用可能です。
- また、旧様式を使用する場合は、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を届け出ていただくこととしています。

- なお、届出を新様式で行うか、旧様式で行うかに関わらず、資格取得届等の提出期限までに、何らかの理由により、従業員から個人番号の取得ができなかった場合は、個人番号が記載されていない資格取得届等を提出し、個人番号については、別途「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を届け出ていただくこととしています。

追加Q15 新様式はいつ頃、確定となるのか。また、新様式の帳票はいつ入手が可能になるのか。(27年9月作成、27年12月修正)

(答)

- 雇用保険を含む厚生労働省所管の各種制度において、申請様式等に個人番号を追加するための厚生労働省関係省令の改正のための所要の手続を一括して行っているところです。
- さらに、雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届については、個人番号を追加するための改正とは別に、外国人の届出に関する項目（氏名、在留期間等）をローマ字等で行うための改正を行っており、いずれも施行期日は平成28年1月1日です。
- また、転勤届については、個人番号を追加するための改正は行いませんが、外国人の届出に関する項目（氏名）をローマ字等で行うための改正を行っており、施行期日は平成28年1月1日です。

追加Q16 旧様式はいつまで使用が可能なのか。(27年9月作成、27年12月修正)

(答)

- 新様式の施行日である平成28年1月1日の時点で、すでに交付されている旧様式については経過措置として利用が可能ですが、旧様式には個人番号欄が設けられておりませんので、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を届け出ていただくこととなります。

Q13 個人番号そのものについて、ハローワークに聞いた場合、教えてもらえるのか。(27年8月作成、27年12月修正)

(答)

- 事業主、従業員、本人問わず、ハローワークにおいては個人番号を教えることはありません。

Q14 個人番号の届出を郵送で行った場合に漏えい事故が発生するリスクがあるが、どのようにすれば良いか。(27年8月作成、27年12月修正)

(答)

- 個人番号については、厳重な管理が必要とされていますので、できるだけ電子申請による届出を行ってください。
- 併せて、平成28年1月より、事業主が指定する者個人のマイナンバーカードを電子証明書として利用することが可能となりますので、積極的な利用をお願いします。
- なお、郵便での届出を行う場合は、漏えい、紛失等の事故を防止するため、安全な方策を講じる必要があり、電子媒体又は書類等を持ち出す際の安全な方策の例として、追跡可能な移送手段等が挙げられています。普通郵便による届出も受理いたしますが、郵送で届出を行う場合は、できるだけ、追跡可能な書留郵便等による方法での届出をお願いします。

追加Q17 番号法で規定されている雇用保険業務に係る情報提供ネットワークにより照会・提供できるものにはどのようなものがあるか。(27年9月作成)

(答)

- 情報提供ネットワークを活用した情報の照会・提供ができるのは、番号法別表第2に規定されている事項になります。
- 主なものとしては以下のとおりです。なお、具体的な情報の照会・提供の仕組みは、検討中です。
  - ① ハローワークが他の行政機関等に情報の照会ができる事務として、



- ・ 未支給の失業等給付又は介護休業給付金に関する事務について、市町村に対して住民票関係の情報を照会すること（別表第2の77）
  - ・ 傷病手当の支給に関する事務について、健康保険における傷病手当金などの支給に関する情報を給付を行う行政機関等に対して照会すること（別表第2の78）
- ② 他の行政機関等がハローワークに情報の照会ができる事務として、
- ・ 生活保護法による保護の決定や徴収金の徴収に関する事務について、都道府県等からハローワークに対して、失業等給付関係の情報を照会すること（別表第2の26）
  - ・ 厚生年金の支給に関する事務について、年金事務所等からハローワークに対して、基本手当もしくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報を照会すること（別表第2の35）

（マイナポータル）

追加Q18 マイナポータルにはどのような情報が掲載されるのか。（27年9月作成）

（答）

- マイナポータルに掲載する雇用保険情報については、現在、検討中ですので、詳細は追ってご案内いたします。

追加Q19 社会保険労務士が留意すべき安全管理措置はどのようなものがあるか。（27年9月作成）

（答）

- 全国社会保険労務士会連合会より、社会保険労務士が留意すべきマイナンバーの安全管理措置を記載したハンドブックを会員社会保険労務士向けにお示ししておりますので、ご活用をお願いします。

（社会保険労務士向けハンドブック）

<http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/topics/mynumber.html>

追加Q20 労働保険事務組合が留意すべき安全管理措置はどのようなものがあるか。（27年9月作成、27年12月修正）

（答）

- 現在、労働保険事務組合においても事業者の委託を受けて個人番号を取扱う場合には、事業者が講ずべき安全管理措置と同程度の安全管理措置を講ずる必要があります。

追加Q21 マイナンバー制度の利用開始を契機に、電子申請を行うことを考えているが、どのようにしたらよいか。(27年9月作成)

(答)

- 雇用保険手続の届出には、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」(<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>)の電子申請システムを利用することにより、ハローワークの窓口に行かなくても、24時間いつでも手続を行うことができます。
- 初めて電子申請を行う場合には、①電子証明書の取得、②パソコンの環境設定が必要となります。
  - ① 電子証明書の取得  
電子証明書は、申請用データに電子署名を行うために必要となるもので、認証局と呼ばれる機関に発行申請を行うことが必要です。  
電子証明書には、(ア)ファイル形式と(イ)ICカード方式があり、有効期限もございますのでご注意ください。  
なお、電子証明書を取得していない法人事業主については、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書(マイナンバーカードも利用可能(追加Q24参照))でも利用が可能です。  
また、事業主が同一企業内に属する責任のある方(労務室長など)の電子証明書を利用する旨の届出書を添付することにより、事業主が指定した方の個人の公的個人認証サービスの電子証明書(マイナンバーカードも利用可能(追加Q25参照))の利用が可能です。
  - ② パソコンの環境設定  
電子証明書を利用するには「ICカードリーダー」を用意していただくとともに、電子申請用のプログラムをインストールしていただくなどの準備が必要になります。
- 電子証明書の取得やパソコンの環境設定の手続きが終了した後、e-Govのホームページから雇用保険手続についての電子申請を行うこととなります。

(参考マニュアル)

- オンライン申請ガイドブック  
<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
- 認証局について  
[http://www.mhlw.go.jp/shinsei\\_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku\\_taiouhyou.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf)
- 雇用保険手続マニュアル  
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
- e-Gov 電子申請講習会資料  
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

追加Q22 電子申請はマイナンバーに対応することとなるのか。また、一括申請等の機能についても電子申請で対応することが可能なのか。(27年9月作成、27年12月修正)

(答)

- マイナンバーを記載する様式については、電子申請においても、平成28年1月より、申請が可能となるよう準備しているところです。
- また、電子申請による現行の一括申請の仕組みについては、その仕様を公開しているところですが、マイナンバー制度の利用開始に伴い、電子申請についてもマイナンバーに対応した一括申請が可能となるよう、平成27年9月29日に、その仕様を公開しているところです。

(参考) 外部連携 API 仕様公開・ダウンロードの「申請書 XML 構造定義【労働保険関係手続】(一式)」など

[http://www.e-gov.go.jp/shinsei/interface\\_api/index.html](http://www.e-gov.go.jp/shinsei/interface_api/index.html)

追加Q23 一括申請について、電子申請は入力等に手間暇がかかり使いにくいという声があるが、e-Gov システム改修等を予定していないのか。(27年9月作成)

(答)

- 現行の一括申請では、申請データの作成を行うソフトウェアに申請届出等の事務処理状況を反映させるための方法が提供されておらず、公文書等を取得する際には e-Gov ウェブサイトへのアクセスし、1件ずつ取得する操作が必須となるなど、使い勝手が悪いという声が多く

ありました。

- このため、以下のとおり、e-Gov 電子申請システムに備える機能を外部のソフトウェアから呼び出し、利用するための外部連携 API を整備することにより、使い勝手の向上を図ることとしています。
  - ・ 外部連携 API (※) に対応したソフトウェアだけを利用して e-Gov において取扱う行政手続に係るオンライン利用のための業務・作業を完結させることができる環境整備を促し、利用者側の電子申請・届出に係る作業負担の更なる軽減を図る
  - ・ 企業などにおける人事・労務系業務と e-Gov 電子申請システムの間をつなぐソフトウェアなどの開発・提供を促す。
  - ・ 企業などにおける利用者環境を e-Gov 電子申請システムに係る環境制約からの解放を図る。

(※) API とは、e-Gov 電子申請システムが具備する機能（申請データ一括送信、状況照会、到達確認、取下げ、補正、公文書取得等）を、任意のソフトウェアをフロントエンドとして利用するための API (Application Programming Interface) を提供するものです。

(参考) 外部連携 API の仕様公開

[http://www.e-gov.go.jp/shinsei/interface\\_api/](http://www.e-gov.go.jp/shinsei/interface_api/)

追加Q24 電子証明書について、マイナンバーカードを利用して電子申請ができるのか。また、社会保険労務士においても、マイナンバーカードを利用すれば、電子申請が可能なのか。(27年9月作成)

(答)

- 法人事業主が電子申請を行う場合は、法人であることの属性証明を有した電子証明書が必要ですが、電子証明書を取得していない法人事業主については、公的個人認証サービスが発行した事業主個人の「住基カード」等の電子証明書でも、利用を可能としているところです。

平成28年1月以降に配付されるマイナンバーカードには、個人の電子証明書機能も実装されていることから、マイナンバーカードを利用した電子申請も行うことができるものです。
- 今回の措置は、社会保険労務士が自らのマイナンバーカードを使った

電子申請を行うことを可能とするものではありませんので、社会保険労務士が電子申請を行う場合には、従来どおり、全国社会保険労務士会連合会が発行している電子証明書により電子申請をお願いします。

追加Q25 電子申請について、労務室長など個人の電子証明書でも申請が可能となったが、具体的にはどのように行うのか。(27年12作成)

(答)

- 雇用保険手続の届出を電子申請で行う場合には、法人の電子証明書又は事業主個人の電子証明書を添付することが必要ですが、電子証明書を保有していない場合等には、事業主が指定する方（同一企業内に属する責任のある者（労務室長など））個人の電子証明書を添付することにより電子申請を行うことが可能となっています。

具体的には、電子申請の際に、「事業主が指定する者個人の電子証明書の利用届」を添付することにより、事業主が指定した者個人の電子証明書（マイナンバーカード）により電子申請が可能となるものですが、当該利用届には事業主印を押印することとしていますので、提出主体はあくまでも事業主ということになります。

様式は、厚生労働省ホームページ（電子申請（申請・届出等の手続案内））の様式集に掲載しております。

[http://www.mhlw.go.jp/shinsei\\_boshu/denshishinesei/](http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/)

追加Q26 日本年金機構が無償提供している「届書作成プログラム」については、マイナンバー対応を行うのか。(27年9月作成、27年12月修正)

(答)

- 届書作成プログラムを使用した雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届の手続についても、平成28年1月より、マイナンバーに対応して、ハローワークでDVD等の光ディスク媒体による届出の受付を開始することで準備を進めているところです。
- 磁気媒体届出書作成プログラムにより届出を行う際は、媒体データパスワード設定プログラムにより任意のパスワードを設定の上届出を行っていただくこととなりますので、磁気媒体に加え、当該パスワードの届出が別途必要となります。

- 併せて、届書作成プログラムで作成した個人番号を入力した GSV ファイルを添付した「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」からの雇用保険被保険者資格取得届 (連記式)、離職票の交付を伴わない雇用保険被保険者資格喪失届 (連記式) 及び雇用保険個人番号登録届 (連記式) の 3 手続についても、平成 28 年 1 月より、電子申請による受付を開始することで準備を進めているところです。

なお、3 手続ともに、従業員一人分から電子申請が可能です。

### 3 法人番号

Q15 なぜ、雇用保険業務に法人番号がなぜ必要なのか。(27 年 8 月作成)

(答)

- 法人番号は個人番号と異なり利用範囲の制約がなく、また、インターネットを通じて公表されることから、様々な用途で利用されることとなります。
- 雇用保険業務においても事業所番号と法人番号を紐付けることにより、法人単位での各種分析等が可能となり、今後の雇用政策の企画・立案に役立てることとしているところです。

Q16 法人番号を記載して提出する雇用保険関係手続はどのような手続があるか。また、様式はどのようになるのか。(27 年 8 月作成、27 年 12 月修正)

(答)

- 事業主が法人番号を記載して提出する雇用保険手続としては、次の手続があります。
  - ・雇用保険適用事業所設置届
  - ・雇用保険適用事業所廃止届
  - ・雇用保険事業主事業所各種変更届
- また、法人番号欄を空欄で提出された場合には、後日、改めて、法人番号を「雇用保険事業主事業所各種変更届」により提出していただくこととしています。

- なお、既に適用事業所となっている事業所の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

#### 4 その他

Q17 事業主が個人番号、法人番号を提出する届出は雇用保険業務だけで他にはないのか。(27年8月作成)

(答)

- 平成29年7月以降、一部の特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用促進助成金の申請に際しても、個人番号を利用することを予定しています。なお、詳細については、追ってご案内することとしています。

Q18 事業主から委託を受けている社会保険労務士や労働保険事務組合は、何か特別な規制があるのか。  
また、個人番号の取扱いについて、事業主に代わって、個人番号を雇用保険届出様式に記載したり、従業員の本人確認を行って良いのか。(27年8月作成)

(答)

- 番号法上、個人番号関係事務の全部又は一部を第三者に委託することは可能となっています。
- 委託を行う場合には、
  - ・ 委託先において番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じていること
  - ・ 再委託の際には最初の委託者の許諾が必要
  - ・ 委託先が書類・データの削除・廃棄をする際に証明書等により確認すること
  - ・ 委託契約において、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結することが求められております。
- 上記のような条件が整備されている場合には、委託先である社会保険労務士や労働保険事務組合においても、事業主と同様の行為を行うことが可能となります。

Q19 （番号法の施行により）労働保険関係成立届、概算保険料申告書  
に変更が生じるのか。

（答）

- 労働保険関係成立届、概算保険料申告書については、様式を変更し、新たに、法人番号欄を設ける予定です。